

仕様書番号	20
作成年月日	8. 8. 27
作成部隊等	木更津駐屯地業務隊 糧食班

仕 様 書

1 総 則

この仕様書は、木更津駐屯地業務隊において使用する『精米』について規定する。

2 内 容

- (1)産 地 千葉産
- (2)年 産 令和8年
- (3)銘 柄 こしひかり
- (4)等 級 1等米
- (5)とう精率 89～91%
- (6)放射能汚染のないものとする

3 精米納入時提出書類等について

(1)品質証明書

「産地」「年産」「銘柄」が記載されたもの

(2)玄米仕入れ先が確認出来る書類

ア 玄米を購入した時の集荷業者等の仕入れ先が発行するもの
(玄米仕入れ伝票等)

イ 確認する項目「産地」「年産」「銘柄」「荷姿、1袋あたりの数量(Kg)」
「送り先(契約納入業者の仕入れ元)業者名」

(3)とう精が証明される書類

とう精工場等が管理する義務づけられた帳票(とう精台帳)の写し

(4)精米品質検査書

とう精工場等が発行する納入精米の検査結果(検査者名、検査機関名記載)
を証明するもの

＊ 上記種類を納入時に納品書に添付しない場合は、受領検査不合格とする。

(5)納入米の一部(玄米と精米)の一部をビニール袋詰にして見本品として提出すること。

4 とう精作業

- (1)とう精は納入日前日とし同日終了とする。(月曜日納入の場合は金曜日とする)

5 受領検査の実施

- (1)納入される精米の袋全数を確認し、「農産物検査法」に基づく「原料精米(産地、品種、年産)」「名称」「内容量」「精米年月日」「販売者(氏名または名称、住所及び電話番号)」を表示すること。この際、駐屯地に納入される精米に表示の無い場合、又は、違う表示が確認された場合は受領検査不合格とする。

- (2) 精米受領時の開封による精米の虫等の混入又は粒状質粒、着色米、被害粒(以下、異物の混入等という)が農林水産省総合食料局食料部作成資料「精米表示に関連する業界ガイドラインの概要」の規定する量以上であった場合、受領検査不合格とする。
- (3) 精米の受領時の開封による異物の混入等が米穀公正取引推進委員会の定める業界の自主的ガイダンスに示される基準以上の場合、受領検査不合格とする。

6 その他

- (1) 契約相手側は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。